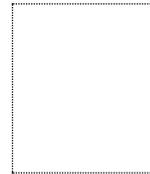


No.

盛岡ハイタク共同乗車券使用契約書



(以下「甲」という。)

盛岡地区タクシー業協同組合（以下「乙」という。）は、乙所定の盛岡ハイタク共同乗車券（以下「乗車券」という。）により、乙の組合員に属するタクシーを使用することについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙所定の様式による乗車券を使用して、乙に加盟する組合員（別表）のいずれの営業車に乗車できるものとする。

第2条 乗車券は、甲の申込みによって、乙が発行する。

2 営業車は、特定大型車・大型車・普通車とする。

第3条 タクシーの利用料金は、東北運輸局長が認可した一般乗用旅客自動車運送事業運賃及び料金によるものとする。

第4条 甲は、乗車1回ごとに、乗車券に所定事項のほか、メーター器に表示された運賃を確認して記載し、乗務員に交付するものとし、この記載がなく交付したことにより、発生した事故の責任は甲の負担とする。

第5条 甲は、この契約を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは発行を受けた乗車券を売買又は質入れしてはならない。

第6条 甲が利用した乗車券の精算は、毎月 日 を締切日とし、これに基づく乙の請求に対し、請求書の到達した日より、30日以内に乙の指定する銀行等に振込むものとする。

2 甲の支払い遅延に対し乙は遅延利息を請求できるものとする。

3 前項に定める遅延利息は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率をもって計算した額とする。

第7条 甲は、発行を受けた乗車券を紛失し又は盗難にあい、若しくはその他の事由により当該乗車券が、他人に利用された場合はその責任は甲において負うものとする。

第8条 甲又は乙において申込書並びに契約書に記載された住所、名称、代表者、支払事務責任者、その他必要事項に変更を生じた場合は、その旨15日以内に相互に書面を以て通知するものとする。

第9条 甲が乗車券の使用をやめる場合は、乙に解約届書を提出し、直ちに残存乗車券の返還及び未払い運賃の精算をするものとする。この場合、解約届後において乗車券が使用された場合、その責任は甲の負担とする。

第10条 下記の事由がある場合には、乙は甲に対して催告なしにこの契約を解除し、又

は乗車券の発行を停止し、残存乗車券の返還及び未払い運賃の精算を求めることができる。

- (1) 乗車券を偽造、変造、改ざん及び不正使用したとき
- (2) 利用乗車券の運賃支払日より、正当な理由なく10日以上経過しても、その支払いをしないとき
- (3) この契約及び乗車券記載事項並びに、これらに係る乙の指示、通知が遵守されないとき
- (4) 前各号に準ずる事由が生じ、甲の信用供与に懸念が生じたとき

第11号 この契約に基づく紛争は、双方誠意をもって協議し、解決に当たるものとする。

第12条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの満1年間とする。

2 この契約は、契約期間終了の1か月前までに、甲、乙の一方から異議の申出がなされないときは、当然に更新される。

3 更新後の契約の存続期間は、更新前の期間と同様とする。

4 第9条の規定は、契約期間終了の場合にも適用される。

第13条 利用料の振込手数料及び郵送料は、甲の負担とする。

上記のとおり、契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

名 称
代 表 者

Ⓜ

支払事務責任者 職 ・ 氏 名		電話 ()
--------------------	--	-----------

(乙)

盛岡市菜園一丁目11番4号 樋下建設ビル4階
盛岡地区タクシー業協同組合
理事長 大野尚彦 Ⓜ